

## 新見市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料(概要版)

### 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

(1) 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（当該申請に係る建築物が非居住部分を有するものである場合にあっては、登録建築物調査機関。）が交付する適合証の提出がある場合

ア 一戸建ての住宅 住戸1戸につき 4,500円

イ 共同住宅等の住戸 戸数の区分に応じ、4,500円～167,000円

ウ 非居住部分（人の居住の用以外の用途に供する部分。）を有しない共同住宅等の建築物全体

(7) 共用部分（人の居住のみの用に供するものに限る。）がある場合 戸数及び共用部分の床面積の合計の各区分に応じ、18,200円～363,000円

(イ) 共用部分がない場合 戸数の区分に応じ、9,100円～167,000円

エ 複合建築物の建築物全体（非居住部分を有する共同住宅等。）

(7) 共用部分がある場合 戸数、共用部分の床面積の合計及び非居住部分の床面積の合計の各区分に応じ、27,300円～559,000円

(イ) 共用部分がない場合 戸数及び非居住部分の床面積の合計の各区分に応じ、13,600円～363,000円

オ 非住宅建築物（非居住部分のみにより構成される建築物） 非居住部分の床面積の合計の区分に応じ、9,100円～196,000円

カ イ及びウの申請を同時に行う場合 ウにより算定した額

キ イ及びエの申請を同時に行う場合 エにより算定した額

(2) 適合証の提出がない場合

ア 一戸建ての住宅 住戸1戸につき 33,300円

イ 共同住宅等の住戸 戸数の区分に応じ、33,300円～573,000円

ウ 非居住部分を有しない共同住宅等の建築物全体

(7) 共用部分がある場合 戸数及び共用部分の床面積の合計の各区分に応じ、173,400円～1,063,000円

(イ) 共用部分がない場合 戸数の区分に応じ、67,400円～573,000円

エ 複合建築物の建築物全体

(7) 共用部分がある場合 戸数、共用部分の床面積の合計及び非居住部分の床面積の合計の各区分に応じ、408,400円～1,945,000円

(イ) 共用部分がない場合 戸数及び非居住部分の床面積の合計の各区分に応じ、268,300円～1,455,000円

オ 非住宅建築物 非居住部分の床面積の合計の区分に応じ、235,000円～882,000円

カ イ及びウの申請を同時に行う場合 ウにより算定した額

キ イ及びエの申請を同時に行う場合 エにより算定した額

2 法第54条第2項の規定による申出がある場合の低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 1件につき1の額及び建築基準法に基づく確認の申請に対する審査に係る手数料の額に相当する額を合算した額

3 認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査

(1) 法第54条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定低炭素建築物新築等計画の変更について、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が交付する適合証の提出がない場合 1(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 3(1)に掲げる場合以外の場合 1(1)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

4 法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がある場合の認定低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき3の額及び建築基準法に基づく確認の申請に対する審査に係る手数料の額に相当する額を合算した額